

新型コロナウイルスに関する確定申告の対応について

令和3年2月3日
埼玉県幸手市緑台1-71-1
0480-53-9723
info@kasugatax.net
税理士 春日正宏

関与先各位

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

既報の通り新型コロナウイルスの影響で確定申告の申告期限の延長が、令和3年2月2日付で国税庁から発表になりました。

【国税庁発表資料より抜粋転載】

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしております。

【以上】

当事務所といたしましては、関与先様と従業員の安全と無用な心配を助長させないため、訪問や来所等を極力控えたいと思います。例年ですと3月15日までに申告完了し、お控えをお渡しさせていただいておりましたが、令和2年分の申告につきましては昨年同様、国税庁の発表通り **申告期限（令和3年4月15日）** に基づき確定申告業務を進めてまいりたいと思います。

許認可や融資の関係等で申告書の提出を急がれる場合は、お手数ですが早急にご一報くださいますようお願い申し上げます。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞ、くれぐれもご自愛くださいますようお願いいたします。まずは、略儀ながら書中をもってご案内申し上げます。

敬具